平成２７年（フ）第１１０５８号
東京都目黒区大橋１丁目２―10―602
破産者　菅井　英朝
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０４６号
東京都大田区南六郷１丁目20番８号
破産者　オーバーシステム株式会社
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２３６号
東京都中野区野方１―53―10―801、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区野方１丁目40番10号
破産者　ＭＦＰ株式会社
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２３７号
東京都中野区野方１丁目53―10―801
破産者　上江洲将哉
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２４０号
東京都足立区足立２丁目15―４―103、開始決定時の住所東京都足立区梅田１丁目29―３―103
破産者　内埜　高男
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２６８号
神奈川県横浜市都筑区中川中央１―24―６―601、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区中目黒１丁目４番８号
破産者　株式会社Ｌ・Ｓ・Ｔ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２６９号
神奈川県横浜市港北区新羽町4066、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区中川中央１―24―６　センター北ＹＳビル601
破産者　佐藤　義将
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７１号
東京都杉並区下高井戸４丁目28番８号
破産者　有限会社修友社
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７２号
東京都杉並区上高井戸１丁目１―10―202
破産者　横山　修一
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７３号
東京都荒川区西尾久８丁目33―５　メゾン石神Ⅱ201
破産者　鈴木　　勝
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８２号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目７番２号
破産者　株式会社グラスオニオン
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前391―99
破産者　鍋田　寿一
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１３号
東京都板橋区徳丸４丁目２番９号
破産者　株式会社ハッピー・ライフ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１４号
東京都板橋区徳丸１丁目39―12―209
破産者　天野　康雄
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１９号
東京都府中市四谷１丁目31番地の２
破産者　合同会社あかつき
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５８号
東京都荒川区東日暮里４丁目34番２号
破産者　勝木印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５９号
東京都荒川区東日暮里３丁目42―８―1304
破産者　勝木　教眞
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６６号
東京都葛飾区堀切２丁目39番３号
破産者　株式会社プレイス
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６７号
東京都葛飾区堀切２丁目39―３
破産者　古作　公雄
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８３号
東京都杉並区荻窪５丁目11番８号
破産者　株式会社桜井建築工房
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８８号
東京都渋谷区宇田川町36―６　ワールド宇田川ビル７Ｆ―Ｂ
破産者　株式会社ＧＥＮＥＳＩＳ・ＢＢＱ・ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部